

## 命 令 書

大阪市西区

申立人 H  
代表者 執行委員長 A

兵庫県養父市

被申立人 J  
代表者 代表取締役 B

兵庫県養父市

被申立人 K  
代表者 代表取締役 B

上記当事者間の平成27年(不)第67号事件について、当委員会は、平成29年9月13日の公益委員会議において、会長公益委員播磨政明、公益委員井上英昭、同海崎雅子、同清水勝弘、同辻田博子、同橋本紀子、同松本岳、同水鳥能伸、同宮崎裕二及び同和久井理子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

## 主 文

- 1 被申立人 K は、申立人組合員 C に対し、①平成27年1月分から、皆勤手当の支給をやめたこと、②平成27年3月2日にダンプカー乗務からミキサ一車乗務へ配置転換したこと、③平成27年3月23日以降、同年9月4日に休業を命じるまでの間、専ら除草等の作業を命じたこと、④平成27年9月4日に翌週からの休業を命じ、賃金を減額したことを、それぞれなかったものとして取り扱い、ダンプカー乗務又は同乗務相当職に復帰させるとともに、同人がダンプカー乗務に就労していれば得られたであろう、皆勤手当を含む賃金相当額と既払額との差額を支払わなければならない。
- 2 被申立人 K は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交するとともに、縦2メートル×横1メートル大の白色板に下記の文書と同文を明瞭に記載して、本社正面玄関付近の従業員の見やすい場所に2週間掲示しなければならない。

記

年 月 日

H

執行委員長 A 様

K

代表取締役 B

当社が行った下記（１）から（４）の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- （１）貴組合員 C 氏に対し、平成27年1月分から、皆勤手当の支給をやめたこと。
- （２）平成27年3月2日に貴組合員 C 氏に対し、ダンプカー乗務からミキサ車乗務へ配置転換を命じたこと。
- （３）平成27年3月23日以降、同年9月4日に休業を命じるまでの間、貴組合員 C 氏に対し、専ら除草等の作業を命じたこと。
- （４）平成27年9月4日に貴組合員 C 氏に対し、翌週からの休業を命じ、賃金を減額したこと。

- 3 被申立人 J は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交するとともに、縦2メートル×横1メートル大の白色板に下記の文書と同文を明瞭に記載して、本社正面玄関付近の従業員の見やすい場所に2週間掲示しなければならない。

記

年 月 日

H

執行委員長 A 様

J

代表取締役 B

当社が、平成27年9月1日に、当時貴組合員であった D 氏及び同 E 氏に対し、当社から K への転籍を命じたことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 4 被申立人 K に対するその他の申立てを棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 組合員1名に対する、被申立人 K における原職又は原職相当職復帰及びバック・ペイ（皆勤手当を含む。）
- 2 謝罪文の手交及び掲示

## 第2 事案の概要

### 1 申立ての概要

本件は、①被申立人 K が、申立人組合員1名に対し、組合加入通知後、皆勤手当を支給せず、また、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に配置転換し、その後、運転乗務から外して除草作業等を命じ、さらに、出勤後すぐに帰宅を命じて賃金を減額したこと、②被申立人 J 及び同 K が、J に雇用されていた申立人組合員2名に対し、K への転籍を命じたこと、が不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

### 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

#### （1）当事者等

ア 被申立人 J （以下「 J 」という。）は、肩書地に本社を置き、生コンクリートの製造、販売等を業とする株式会社であり、その従業員数は本件審問終結時5名である。

イ 被申立人 K （以下「 K 」といい、 J と K を併せて「会社ら」という。）は、肩書地に本社を置き、土木工事の施工、請負等を業とする株式会社であり、その従業員数は本件審問終結時7名である。

（乙10）

ウ 申立人 H （以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、主に近畿2府4県のセメント・生コンクリート産業、トラック輸送、その他の一般業種の労働者で組織される労働組合で、その組合員数は本件審問終結時約1,800名である。

また、組合の下部組織として、 J の従業員等で組織される L と K の従業員で組織される M が存在する。

#### （2）本件申立てに至る経緯等について

ア 平成11年4月、 D （以下、同27年11月30日付けの組合脱退前も含めて「 D元組合員」という。）は、ミキサー車乗務員として J に入社した。同12年7月、 D 元組合員は組合に加入し、 L を結成した。

イ 平成14年12月12日、組合と J は、同日付け「協定書」（以下「14.12.12協定書」という。）を締結した。14.12.12協定書には、労働条件等の変更については、労使間で事前に協議し労使合意の上、円満に行う旨の記載があった。

（甲1）

ウ 平成25年11月1日、 C (以下、組合加入前も含めて「 C 組合員」という。)は、 K に入社した。

(証人 C )

エ 平成27年1月10日、組合は、 J に、 J の従業員 E (以下、同27年11月30日付けの組合脱退前も含めて「 E 元組合員」という。)の組合加入を通知した。

(甲9)

オ 平成27年2月7日、組合は、 K に C 組合員の組合加入を通知した。

(甲12、甲18、証人 C )

カ K は、 C 組合員に対し、平成27年1月分給与の支払日である平成27年2月10日から、月額1万円の皆勤手当の支給をやめた。

なお、当時、 J には、皆勤手当の支給制度があり、 K にも、給与規定において月給制が適用される者(以下「月給者」という。)には皆勤手当の支給制度があったが、日給制が適用される者(以下「日給者」という。)に対しては、皆勤手当の支給制度がなかった。

(甲13、乙3、乙11)

キ 平成27年3月2日、 K は、 C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務への配置転換(以下「本件配転」という。)を命じた。当時、 K では、ダンプカーの乗務員として、 C 組合員のほかに、従業員 F 某(以下「 F 従業員」という。)がいた。

ク 平成27年3月21日、 C 組合員の労働条件等を議題とする団体交渉(以下、「団体交渉」を「団交」といい、同日行われた団交を「27.3.21団交」という。)が、組合の副委員長ら及び K の代表取締役であるとともに J の代表取締役でもある B (以下「 B 社長」という。)が出席して、行われた。

(甲17、証人 G )

ケ 平成27年3月23日、 K は、 C 組合員をミキサー車運転業務から外し、場内の除草作業等をするよう命じ、同日以降、 C 組合員は、事業所、倉庫及びガソリンスタンド跡地の除草作業や、コンクリートガラの撤去作業等に従事した。

コ 平成27年7月1日及び同月30日、 B 社長は、 J の従業員を対象に、 K への転籍についての説明を行った。

(乙12、当事者 B )

サ 平成27年9月1日、 J は、 D 元組合員及び E 元組合員を含む J のミキサー車運転手6名に対し、 J から K への転籍を命じた(以下「本件転籍」という。))。

シ 平成27年9月4日、 K は、 C 組合員に対し、翌週からの休業を命じ、同月7日から、 C 組合員が出勤してタイムカードを押すと、すぐに帰宅するよう命じ、賃金を減額した。

(甲13の9～甲13の18、証人 C 、当事者 B )

ス 平成27年11月30日、 D 元組合員及び E 元組合員は、組合を脱退した。

(甲15、甲16)

セ 平成27年12月22日、組合は、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

### 第3 争 点

- 1 K が、平成27年1月分から、 C 組合員に対し、皆勤手当を支給しなかったことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。
- 2 K が、平成27年3月2日以降、 C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に配置転換を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。
- 3 K が、平成27年3月23日から同年9月4日まで、 C 組合員に対し、除草作業等の作業を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。
- 4 K が、平成27年9月7日以降、 C 組合員に対し、帰宅を命じ、賃金を減額したことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。
- 5 会社らが、平成27年9月1日、 D 元組合員及び E 元組合員に対し、 J から K への転籍を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。

### 第4 争点に係る当事者の主張

- 1 争点1（ K が、平成27年1月分から、 C 組合員に対し、皆勤手当を支給しなかったことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。）について

#### (1) 申立人の主張

ア K は、平成27年2月7日の C 組合員の組合加入通知のわずか3日後の同月10日に支給される同年1月分給与から、それまで支給していた皆勤手当月額1万円を支給しないようになった。

その結果、 C 組合員は、本来支給されるはずの皆勤手当が支給されないという経済的不利益を被っている。

イ K は、同社には日給者に対して皆勤手当を支給する制度がなかったが、 C 組合員は、平成26年12月まで、 J に出向してダンプカーに乗務してい

たため、 J の給与規定に基づいて皆勤手当を支給していたが、同27年1月、 C 組合員は、 K の業務に復帰することとなったため、皆勤手当が支給されなくなったとして、合理的理由があると主張する。

しかし、 C 組合員が、 K から J への出向を命じられた事実はなく、給与は K から支給されており、出向との認識がなく、また、平成26年12月末を境に、業務内容や就労先が変更された事実も、同27年1月に K の業務に復帰したという事実もないため、 K の主張には根拠がない。

ウ 以上のとおり、皆勤手当の不支給には何ら合理的理由がなく、これに加え、 K の代表者は、不当労働行為を立て続けに行ってきた J の代表者でもあることから、 K の組合に対する嫌悪が認められること、不支給の措置が C 組合員の組合加入を契機に行われていることからすれば、組合を嫌悪した K が、組合員である C 組合員を排除したいがために皆勤手当を不支給としたことは明白である。

## (2) 被申立人の主張

ア C 組合員は、 K の日給者として雇用されていたものであるが、 K には日給者に対する皆勤手当を支給する制度はなかった。しかし、 C 組合員は、平成26年12月まで、 J に出向してダンプカーに乗務していたため、 J の給与規定に基づいて給与額が計算され、その給与額が K から支給されていた。 J のダンプカーが売却されたことを受け、同27年1月、 C 組合員は K の業務に復帰することになり、 K の給与規定に基づいて給与額が計算されることになった。

皆勤手当を支給しなくなったのは、 C 組合員が皆勤でなくなったからであり、 B 社長に組合嫌悪の情はなく、 C 組合員に取られてきた措置は合理的な理由があり、 C 組合員を排除する目的を認定することは到底不可能である。

イ また、 C 組合員に取られてきた措置ないし対応は K の何らかの違法行為に基づくものではなく、組合の弱体化を図った支配介入であるともいえない。

2 争点2 ( K が、平成27年3月2日以降、 C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に配置転換を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について

## (1) 申立人の主張

ア C 組合員は、ミキサー車への配置転換によって、経済的不利益はないものの、本来の業務であるダンプカー乗務から外され、ダンプカー運転手として就労できないという精神的不利益を被っており、この配置転換は、 C 組合員の組合活動への報復効果や萎縮効果をもつものであるから、不利益取扱いに当たる。

イ この点につき、 K は、 C 組合員をダンプカーからミキサー車に担当を変更したのは、それまでミキサー車に乗務していた従業員の体調面の不安からミキサー車乗務をとりやめさせたため、合理的理由があると主張する。

しかし、ミキサー車の欠員補充であれば、 J のミキサー車運転手をあてるのが自然かつ合理的であるところ、 K は、何ゆえ、わざわざ、 C 組合員をダンプカーからミキサー車に配置転換し、 C 組合員が乗務していたダンプカーに J のミキサー車運転手を配置するという不自然な配置転換を行ったかについて、合理的説明ができていない。

K では、 C 組合員と非組合員である F 従業員が、大型ダンプカーの運転手として業務を行っていたが、平成27年3月2日、 K は、 C 組合員をダンプカー乗務から外してミキサー車に乗務するよう命じ、同組合員が乗務していたダンプカーには、非組合員である J 従業員に乗務を命じ、 F 従業員は同日以後もダンプカー乗務に従事していることと比較しても、明らかな差別的取扱いである。

ウ また、 K は、 C 組合員は、大型の運転免許を有している以外、特段、有用な免許を保持していないのに対し、 F 従業員は、重機を運転する資格を取得していて、ダンプカーに骨材を積み込む業務を行うことができるから、 C 組合員に任せられる運転業務が減少した旨主張する。

しかし、 K では、ダンプカー乗務員は重機の運転資格を必要とされていなかったし、求人票にも、必要な免許・資格として、「大型自動車免許」としか記載されていなかった。よって、 K の主張は、 C 組合員をダンプカー乗務から外す合理的理由とはならない。

エ K の組合に対する嫌悪は明らかであること、本件配転が C 組合員の組合加入通知から1か月も経過しない時期に行われていることからすれば、組合を嫌悪した K が、組合員である C 組合員を萎縮させ、同人を排除したいがために本件配転を行ったものであることは明らかで、支配介入にも当たる。

## (2) 被申立人の主張

ア K の求人票に、大型ダンプカーの運転手として専従してもらう旨の記載はなく、土木作業にも従ってもらう旨の記載があり、 C 組合員を職務の範囲を限定して採用したわけではない。

イ 本件配転は、乗務員の欠員補充のためであり、それまでミキサー車に乗務していた乗務員の体調面の不安からミキサー車乗務を取り止めさせたものである。

ウ K が、 C 組合員を運転業務に従事させないのは、① C 組合員の健康状態を考慮してのことであり、夜間にラーメン店を営業している C 組合員の長

時間労働の実態を認識していながら、運転業務に従事させ、その結果、万一、交通事故を起こすようなことがあれば、会社らは使用者責任を負い、場合によっては、多額の賠償金を支払うことになること、② C 組合員は、乗務していたダンプカーの故障に気付かずに運転していたことがあり、この時は、他の運転手が気付き大事には至らなかったが、運転手としては、乗務する車両の点検・整備を行うことは必須の業務であって、これを C 組合員は怠ったため、故障に気付かず乗務していたものであり、トラック運転手としての技量が十分でないこと、③ C 組合員は、大型の運転免許を有している以外、特段、有用な免許を保持していないのに対し、F 従業員は、重機を運転する資格を取得していて、ダンプカーに骨材を積み込む業務を行うことができることから C 組合員に任せられる運転業務が減少したこと、という理由からであり、他の従業員との差別的取扱いを原因とするものではない。

エ C 組合員に取られてきた措置ないし対応は K の何らかの違法行為に基づくものではなく、組合の弱体化を図った支配介入であるともいえない。

3 争点3 ( K が、平成27年3月23日から同年9月4日まで、C 組合員に対し、除草作業等の作業を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について

(1) 申立人の主張

ア K は、平成27年3月23日から同年9月4日まで、C 組合員のみに対し、除草作業等の不必要な作業を命じ、C 組合員は、本来業務であるダンプカー運転手として就労できないばかりか、自分だけが、運転業務に従事させられず、必要性が乏しい除草作業等に従事させられ、肉体的にも、精神的にも不利益を被っている。

イ C 組合員のみ差別的取扱いを受ける理由について、K から何も説明はなく、合理的理由は存在しない。

ウ B 社長の組合嫌悪は明らかであること、業務命令が27.3.21団交直後に行われていることからすれば、組合を嫌悪した K が、組合員である C 組合員を排除したいがために除草作業を命じたものであることは明らかである。かかる業務命令は、C 組合員の組合活動への報復効果や萎縮効果をさらに強めるものであるから、不利益取扱いに当たることは明白であり、支配介入にも当たる。

(2) 被申立人の主張

ア 除草作業を命じたのは、K の業務量が減少して、運転業務や土木作業が乏しかったからである。K の管理地の除草作業は誰かがやらなければ荒地化するものであり、不要ということはない。

イ 除草作業には、他の従業員も従事しており、同じ条件下での作業を行っている。  
それにもかかわらず差別的待遇であるというのであれば、C 組合員だけを特別扱いせよということになり、極めて不当な結果となる。

ウ このように、C 組合員に取られてきた措置ないし対応は、K の何らの違法行為に基づくものではなく、組合の弱体化を図った支配介入であるともいえない。

4 争点4 ( K が、平成27年9月7日以降、C 組合員に対し、帰宅を命じ、賃金を減額したことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について

(1) 申立人の主張

ア 平成27年9月7日以降、K は、C 組合員に対し、出勤後すぐに帰宅を命じ、賃金を減額しており、毎日帰宅を命じられているのはC 組合員のみである。C 組合員は、本来業務であるダンプカー運転手として就労できないという精神的不利益のみならず、本来支給されるはずの賃金全額が支給されないという経済的不利益を被っており、C 組合員に対する帰宅命令は現在も続いている。

イ K は、C 組合員に対する帰宅命令は従事させられる業務がなくなったためであると主張するが、以下のとおり事実ではない。

(ア) ダンプカー乗務があること

K のダンプカー運転手は、非組合員であるF 従業員とC 組合員の2名であり、両名が2台のダンプカーにそれぞれ乗務していたが、平成27年6月に1台が売却された。

K は、何ら合理的理由もなくF 従業員にのみ、ダンプカー乗務を命じており、C 組合員には一切乗務をさせていない。

(イ) ミキサー車乗務があること

K は、6名のミキサー車運転手をJ から転籍させているが、このうち、D 元組合員は平成27年11月末に退職し、2名は同28年1月末に退職している。

K は、ミキサー車の人員が足りない場合でも、C 組合員に乗務を命じるのではなく、同組合員は帰宅させた上で、J の従業員を乗務させたり、F 従業員をミキサー車に乗務させ、B 社長がダンプカーに乗務するなどしている。また、K は、同28年5月16日に従業員を新たに雇用し、ミキサー車に乗務させている。

ウ 以上のことから、帰宅命令及び賃金減額は、C 組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を図った支配介入でもある。

(2) 被申立人の主張

K が、C 組合員に帰宅を命じたのは、いよいよ従事させられる業務がなくなったためである。また、C 組合員を運転業務から外した理由としては、前記2(2)ウ主張に記載のとおりで、合理的な理由があり、他の従業員との差別的取扱いを原因とするものではなく、不当労働行為ではない。

5 争点5 (会社らが、平成27年9月1日、D 元組合員及び E 元組合員に対し、J から K への転籍を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について

(1) 申立人の主張

ア 本件転籍は、非組合員4名についても行われ、労働条件の大きな変更はないものの、組合員にとっては、雇用主が、J から K に変更されることで、14.12.12協定書による保護を受けられなくなるという大きな不利益を伴うものであり、同人らの組合活動への報復効果や萎縮効果をもたらすものであるから不利益取扱いに当たる。

イ 会社らは、従業員の同意を得ている旨、平成27年7月30日の説明の際、B 社長が従業員の個別の同意を得た旨、主張するが、当日の会話録音から、個別の同意を得た事実は認められない。また、14.12.12協定書には、事前協議同意約款があるにもかかわらず、J は、事前に組合に対する協議の申入れをした事実もない。転籍には、労働者の同意が必要であるが、本件転籍に関し、会社らがD元組合員及び E 元組合員の同意を得た事実は認められない。

ウ 会社らは、本件転籍の理由について、J の業務量が減少し、このままでは従業員の雇用を継続できないため、自動車運送事業の許可を取っていたKにて運転手や土木作業の業務に従事してもらうべく転籍を行ったものであり、組合嫌悪により組合弱体化や支配介入を目的にしたものではない旨主張する。

しかし、① K は、もともと自動車運送事業の許可を取っていたわけではなく、本件転籍のために、平成27年になってから自動車運送事業の許可を申請したものであり、②自動車運送事業の許可を取るためには、ミキサー車等を一定数保有している必要があることから、B 社長は、ミキサー車の名義を J から K に変更したものであるが、もともとミキサー車を保有し、ミキサー車運転手を雇用している J が、自動車運送事業の許可をとることも可能であったこと、③本件転籍以後は、J が、K に備車を依頼する形で、転籍したミキサー車運転手が、J の事業に従事しており、ミキサー車運転手の業務内容に特段変化はないことからすると、J の業務量が減少し、このままでは従業員の雇用を継続できないとの会社らの主張には、何ら根拠がなく、

本件転籍に合理的理由は認められない。

エ 以上のことから、 J が、 B 社長が経営する別会社である K と共謀して、必要性もなく不自然な本件転籍を強行した理由は、14.12.12協定書の適用を受ける組合員を排除し、 J が同協定書の適用を免れることを目的としたものと認められるから、本件転籍は、 D 元組合員及び E 元組合員に対する不利益取扱いに当たる。

また、本件転籍は、14.12.12協定書の事前協議同意約款に違反して、組合と協議せず行われており、本件転籍により、 D 元組合員及び E 元組合員が組合を脱退するに至り、組合は弱体化を余儀なくされており、支配介入にも当たる。

## (2) 被申立人らの主張

ア 平成27年7月1日及び同月30日、 B 社長は、 D 元組合員及び E 元組合員を含む J の運転手全員を対象に、 J の運送部門の廃止等転籍の理由と時期、転籍後の業務内容について説明を行うとともに、運転手の意見を聴取したところ、運転手から、事務所・駐車場の場所、待機時間の過ごし方、昼休憩が取れなかったときの終業時間の確認などがあったが、 K に転籍することについて誰からも異議はなかった。この状況に鑑みれば、 D 元組合員及び E 元組合員が転籍を承諾していたことは明らかである。転籍になる運転手全員が転籍を承諾しているのであるから、労働組合と協議する必要性は消失している。

イ 本件転籍の理由は、当時、 J も K も業務量が減少していたことから、 J のミキサー車運転手は、ミキサー車に乗務する機会が減少し、場内清掃や自宅待機の日が増加していた。 K の業務量も減少していたため、運転手がダンプカー等に乗務する機会が減っていたが、 K が取得した自動車運送事業の許可を活用して、 K が J から運送業務を受注したり、他の生コン会社や土木事業者から傭車の注文を受けたりして、運送業務を拡大していくことを計画した。6名の転籍は、 J と K のそれぞれに所属していた運送部門を自動車運送事業の許可を有していた K に一元化して運送部門を強化することを狙ったものである。

ウ 以上のことから、 J の業務量が減少し、このままでは従業員の雇用を継続できないため、自動車運送事業の許可を取っていた K にて運転手や土木作業等の業務に従事してもらおうべく本件転籍を行ったものであり、組合嫌悪により組合弱体化や支配介入を目的にしたものではない。

## 第5 争点に対する判断

1 争点1 ( K が、平成27年1月分から、 C 組合員に対し、皆勤手当を支給しなかったことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当た

るか。)、争点2 ( K が、平成27年3月2日以降、C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に配置転換を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。)、争点3 ( K が、平成27年3月23日から同年9月4日まで、C 組合員に対し、除草作業等の作業を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) 及び争点4 ( K が、平成27年9月7日以降、C 組合員に対し、帰宅を命じ、賃金を減額したことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件申立てに至る経緯について

(ア) 平成25年10月頃、C 組合員は、ハローワークで、K の求人票をみて、K に応募した。求人票には、事業所名として「 K 」、仕事の内容等として、職種は「大型運転手」、仕事の内容は、大型ダンプカーの運転をしてもらう旨、土木作業にも従事してもらう旨、必要な免許・資格として「大型自動車免許」、必要な経験等として「大型自動車運転の経験者」、賃金形態として「日給」と記載されていた。

(甲18、乙10、証人 C )

(イ) 平成25年11月1日、C 組合員は、K に入社し、同27年3月23日に除草作業を命じられるまで、J の業務をしていた。C 組合員の賃金は日給制で、C 組合員は、入社当時から、副業として、夜、2時間程度、屋台ラーメンを経営しており、そのことをB 社長に申告していた。なお、C 組合員は、現在に至るまで重機の資格を有していない。

(甲13、甲18、証人 C 、当事者 B )

(ウ) 平成27年2月7日、組合は K に対し、C 組合員の組合加入を通知した。同書面には、C 組合員が M の分会長である旨記載があった。

(甲12、甲18、証人 C )

(エ) K は、C 組合員に対し、入社以来平成26年12月分まで、月額1万円の皆勤手当を支給していたが、同27年2月10日に支給した同年1月分の給与から、皆勤手当の支給をやめた。

(甲13の1、証人 C 、当事者 B )

(オ) 平成27年3月2日、K は、C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務への本件配転を命じた。その際、C 組合員に代わって非組合員の J のミキサー車運転手がダンプカーに乗務することとなり、K のもう1台のダンプカーについては引き続き F 従業員が乗務していた。

なお、C 組合員は、ミキサー車運転業務に従事していた間、事故を起こしていない。

(甲18、証人 C 、当事者 B )

(カ)平成27年3月21日、27.3.21団交が開催され、以下のようなやり取りがあった。

a 組合が、C 組合員のミキサー車乗務への変更について尋ねたところ、B 社長は、通常の勤務の後、ラーメン屋をしていることで、疲労がたまった時に、もし何か事故が起きたらという理由から、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に変更した旨、K で場内整備や片付けをすればよい旨、述べた。

b B 社長は、明日から生コンに行かなくてよい旨、K にタイムカードを置いておく旨、K なら、ゆっくりできるかもしれない、時間どおり帰ることができる旨述べた。C 組合員がなぜ K に行くのか尋ねたところ、B 社長は、C 組合員は K の人間である旨述べた。

(甲17、証人 G )

(キ)平成27年3月23日、K は、C 組合員をミキサー車運転業務から外し、場内の除草作業をするよう命じ、同日以降、C 組合員は、事業所内のほか、事業所から約200m離れた倉庫やガソリンスタンド跡地の除草作業、コンクリートガラの撤去作業等に従事した。この状況は、同年9月4日に翌週からの休業を命じられるまで継続した。なお、除草等の上記作業は K の業務であった。

C 組合員は、この間の同年8月5日、D 元組合員と、取り壊された倉庫の後片付けの作業をしていた時に、熱中症で倒れ、ドクターヘリで病院に搬送された。

なお、会社らから除草等の作業を命じられた従業員は、C 組合員の他にもいたが、専ら除草等の作業をしていたのは C 組合員のみであった。

(甲18、乙2、証人 C 、当事者 B )

(ク)平成27年9月4日、K は、C 組合員に対し、翌週からの休業を命じ、同月7日から、C 組合員が出勤してタイムカードを押すと、すぐに帰宅を命じ、賃金を減額した。同日以降、K の従業員だけではミキサー車運転手が足りない場合、B 社長や J の従業員が乗っており、すぐに帰宅を命じられているのは、C 組合員のみである。なお、この状況は、少なくとも同28年10月7日の審問時まで続いている。

(甲13の9～甲13の18、証人 C 、当事者 B )

(ケ)平成27年12月22日、組合は、当委員会に対し、本件申立てを行った。

イ 給与規定について

(ア) 皆勤手当について

J の給与規定第3条及び第11条によると、皆勤手当の支給制度があり、当該給与計算対象期間において、所定出勤日数を全て無遅刻無欠勤の者に対し、月額1万円の皆勤手当を支給する旨記載されている。

K の給与規定第3条及び第10条によると、月給者には皆勤手当の支給制度があり、当該給与計算対象期間において、所定出勤日数を全て無遅刻無欠勤の者に対し、皆勤手当を支給する旨記載されているが、日給者に対しては、皆勤手当の支給制度がなかった。平成27年8月改正により、日給者に対しても皆勤手当の支給制度が設けられた。

(乙1、乙3、乙11)

(イ) 給与支払日について

J の給与規定第4条によると、従業員の給与は当月1日より起算し当月末日に締め切って計算し、翌月12日に支払う旨記載されている。

K の給与規定第4条によると、従業員の給与は当月1日より起算し当月末日に締め切って計算し、翌月10日に支払う旨記載されている。平成27年8月改正以降は、翌月12日に支払う旨に変更されている。

(乙1、乙3、乙11)

ウ ダンプカー及びミキサー車の名義等について

(ア) C 組合員がダンプカーを運転していた際のダンプカーの所有者の名義は

J であった。平成27年3月2日に C 組合員がミキサー車乗務を命じられるまで、K のダンプカー運転手として、C 組合員と F 従業員がいた。

(甲17、証人 C 、当事者 B )

(イ) 平成27年9月1日に J から K への本件転籍が行われるまで、ミキサー車の所有者の名義は全て J 名義であり、本件転籍後は K 名義に変更された。

(当事者 B )

(2) 争点1 ( K が、平成27年1月分から、C 組合員に対し、皆勤手当を支給しなかったことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について、以下判断する。

ア 前提事実及び前記(1)ア(エ)認定によると、K は、C 組合員に対し、入社以来平成26年12月分まで支給していた月額1万円の皆勤手当を、同27年2月10日に支給した同年1月分の給与からやめたことが認められ、このことが、C 組合員にとって、不利益取扱いに該当することは明らかである。

イ そこで、 K が皆勤手当の支給をやめた理由についてみる。

(ア) K は、 C 組合員は、平成26年12月まで J に出向しており、ここでは、 J の給与規定に基づいて、 C 組合員に対し皆勤手当を支給しており、 K に復帰してからは、 K には日給者に対する皆勤手当を支給する制度がなく、皆勤手当が支給されなくなった旨主張する。

a 会社らにおける皆勤手当や C 組合員の業務の状況についてみると、前記(1)イ(ア)、(イ)認定のとおり、① K においては、平成27年8月まで従業員の給与は当月1日より起算し当月末日に締め切って計算し、翌月10日に支払っていたこと、② J の給与規定によると、皆勤手当は当該給与対象期間において、所定出勤日数を全て無遅刻無欠勤の者に対し、月額1万円を支給する旨記載されているが、 K においては、平成27年1月当時、日給者については皆勤手当の支給制度はなかったことが認められる。

しかしながら、前記(1)ア(イ)、(エ)認定によれば、①平成25年11月1日、 C 組合員は、 K に入社し、日給制が適用されていたが、同26年12月分まで月額1万円の皆勤手当を K から支給されていたこと、②同27年2月10日、 K は、 C 組合員の同年1月分給与から、皆勤手当の支給をやめたこと、③ C 組合員は、入社してから同年3月23日まで、 J の業務をしていたことが認められる。

これらのことからすると、 C 組合員は、平成25年11月に入社以降、 J の業務に従事し、 K に、日給者に対する皆勤手当の支給制度はないものの、 K から皆勤手当を支給されていたところ、同27年1月分の給与から、皆勤手当の支給がなくなったといえる。

b この点について、 K は、 K への復帰により皆勤手当が支給されなくなったと主張するが、そもそも、 C 組合員が J に出向していたと認めるに足る疎明も、同年1月に K に復帰したと認めるに足る疎明もない。また、同月に何らかの配置転換や業務内容の変更が行われたとの疎明もないのであるから、 K の主張は採用できない。

(イ) また、 K は、皆勤手当を支給しなくなったのは、 C 組合員が皆勤でなくなったからである旨も主張するが、平成27年1月に C 組合員が皆勤でなかったとの具体的な事実の疎明もなく、かかる主張は採用できない。

(ウ) そうすると、 K が C 組合員に対し、入社以来平成26年12月分まで支給していた月額1万円の皆勤手当を、同27年1月分からやめたことには合理的理由は認められない。

ウ 次に、 K と組合との関係等についてみる。

前提事実及び後記2(1)ア(ウ)、(エ)、(カ)認定によれば、① J の代表者と K の代表者は B 社長で、同一であること、② J と組合との間で平成25年9月30日に申し立てられた25-48事件、同26年9月3日に申し立てられた26-52事件、同27年4月21日に申し立てられた27-24事件の3件が当委員会に係属し、同年6月4日、同年10月26日及び同28年12月14日に、当委員会は、J に対し、それぞれ救済命令を交付していること、が認められ、K も組合を好ましからざる存在とみていたことが推認できる。

また、皆勤手当の支給をやめた時期についてみると、前記(1)ア(ウ)、(エ)認定のとおり、①平成27年2月7日、組合は K に C 組合員の組合加入を通知したこと、② K は、同月10日に支給した C 組合員の同年1月分給与をもって、皆勤手当の支給をやめたことが認められ、K が C 組合員に対し皆勤手当の支給をやめたのは、同人の組合加入通知がなされた同年2月7日からわずか3日後のことである。また、K は、事前に、C 組合員に説明したとの疎明もなく、一方的に皆勤手当の支給をやめている。そうすると、K が平成27年1月分から C 組合員に対し、皆勤手当の支給をやめたのは、C 組合員の組合加入を嫌悪したが故のものといわざるを得ない。

エ 以上のことからすれば、K は、入社以降、一貫して J の業務に従事してきた C 組合員に対し支給してきた皆勤手当の支給を、組合加入通知の3日後に支給された平成27年1月分から、何ら事前説明することなく、やめたのであって、かかる会社の対応は、組合員であるが故の不利益取扱いに当たるといえ、また、C 組合員の組合加入通知を受けた直後に、同人の皆勤手当の支給をやめることによって、組合活動を萎縮させ、組合の弱体化を図ったものといえる。したがって、K が、C 組合員に対し、平成27年1月分から、皆勤手当の支給をやめたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

(3) 争点2 ( K が、平成27年3月2日以降、C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に配置転換を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について、以下判断する。

ア 前記(1)ア(オ)認定のとおり、平成27年3月2日、K は、C 組合員をダンプカー乗務からミキサー車乗務への、本件配転を命じたことが認められる。

これについて、K は、自社の求人票に、大型ダンプカーの運転手として専従してもらう旨の記載はなく、C 組合員を職務の範囲を限定して採用したわけではない旨主張し、組合は、本来の業務であるダンプカー乗務から外され、ダンプカー運転手として就労できないという精神的不利益を被っている旨主張する。

前記(1)ア(ア)、(イ)、(オ)認定によれば、①平成25年10月頃、C組合員は、ハローワークで、Kの求人票をみて、応募したこと、②求人票には、事業所名として「K」、仕事の内容等として、職種は「大型運転手」、仕事の内容は、大型ダンプカーの運転をしてもらう旨、土木作業にも従事してもらう旨、必要な免許・資格として「大型自動車免許」と記載されていたこと、③同年11月1日、C組合員は、Kに入社したこと、④同27年3月2日、Kは、C組合員をダンプカー乗務からミキサー車乗務への本件配転を命じたことが認められる。

これらのことからすると、求人票に、仕事の内容として、大型運転手として、ダンプカーの運転をしてもらう旨の記載があり、その求人票を見て、C組合員が応募し、Kが採用したことからすると、C組合員は、主にダンプカー運転手として就労することを前提として採用されたといえる。また、Kが、本件配転を行うに当たって、C組合員に対し、事前に本人の意向を確認したり、その理由を説明したとの事実の疎明もないことから、C組合員は、一方的に、業務の異なるミキサー車乗務に変更されたといえ、かかる配置転換をされたことについて、精神的不利益がなかったとはいえない。

イ そこで、KがC組合員をミキサー車乗務へと変更した理由についてみる。

(ア) まず、Kは、乗務員の欠員補充のためである旨主張するが、具体的に、どの職種の、どのような業務において、欠員があったのかの疎明はないことから、かかる主張は採用できない。

(イ) 次に、Kは、C組合員にダンプカー乗務をさせない理由として、次の3点を挙げるので、順にみる。

a まず、Kは、C組合員の健康状態を考慮してのことで、C組合員が交通事故を起こすようなことがあれば、Kも多額の賠償金を支払うことになるためである旨主張する。

確かに、前記(1)ア(イ)認定によれば、C組合員は、平成25年11月1日、Kに入社した当時から、副業として、夜、2時間程度、屋台ラーメンを経営していたことが認められるものの、当初からB社長はそのことを認識しており、また、その後、ミキサー車乗務を命じられる同27年3月2日までに、C組合員が体調不良となったり、健康状態が特段の考慮を必要とする状況であったとの疎明もなく、C組合員の健康状態を考慮したとの主張は採用できない。

b 次に、Kは、C組合員はダンプカーの故障に気付かず運転してい

たことがあり、トラック運転手としての技量が十分でない旨主張するが、C組合員が故障に気付かず乗務していたことがあるとの事実の疎明も、C組合員が他の運転手と比較して、トラック運転手としての技量が十分でなかったと認めるに足る事実の疎明もないことから、この点に係る主張も採用できない。

- c また、K は、C 組合員は、大型の運転免許を有している以外、特段有用な免許を保持しておらず、F 従業員は、重機を運転する資格を取得していて、ダンプカーに骨材を積み込む業務を行うことができることから、C 組合員の運転業務が減少した旨、主張する。

確かに、前記(1)ア(イ)認定によれば、C 組合員は重機の資格を有していないことが認められるものの、そのことが C 組合員に任せられる運転業務の減少と結びつくことの疎明はないことから、この点に係る主張も採用できない。

- (ウ) 以上のとおりであるから、K が C 組合員をミキサー車乗務へと変更した理由の主張はいずれも採用できず、K が C 組合員に対し、ダンプカー乗務からミキサー車乗務に配置転換を命じたことに合理的な理由はない。

ウ さらに、K と組合との関係についてみると、前記(2)ウ判断のとおり、K が、組合及び C 組合員を好ましからざる存在とみていたことが推認でき、本件配転は、前記(2)のとおり、不当労働行為に当たると判断される皆勤手当の支給をやめたことに続いてなされたもので、組合を嫌悪した対応といえる。

エ 以上のとおり、本件配転については、合理的な理由はなく、組合を嫌悪した K が C 組合員を不利益に取り扱い、もって、組合活動を萎縮させ、組合の弱体化を図ったものといえ、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

- (4) 争点3 ( K が、平成27年3月23日から同年9月4日まで、C 組合員に対し、除草作業等の作業を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について、以下判断する。

ア 前記(1)ア(キ)、(ク)認定によれば、①平成27年3月23日、K は、C 組合員に対し、場内の除草作業をするよう命じ、以降、同年9月4日に休業を命じられるまで、C 組合員は、事業所内のほか、事業所から離れた倉庫やガソリンスタンド跡地の除草作業、コンクリートガラの撤去作業等を命じられ、専ら、それらの作業に従事したこと、②同年8月5日、C 組合員は、取り壊された倉庫の後片付けの作業中に熱中症で倒れ、ドクターヘリで病院に搬送されたこと、が認められる。

これらのことからすると、C 組合員は、これまでの経験や保有している免許を生かすことのできない作業を命じられ、精神的・身体的不利益を受けたといえる。

イ K は、これについて、① K の業務量が減少して、運転業務や土木作業が乏しかったからである旨、②除草作業は、他の従業員も従事しており、同じ条件下での作業を行っており、それにもかかわらず差別的待遇であるというのであれば、C 組合員を特別扱いすることになる旨主張する。

しかしながら、平成27年3月23日以降、K において、運転業務や土木作業が乏しかったとの疎明はなく、前記(1)ア(キ)認定によれば、同日以降、会社から除草作業を命じられた従業員は、C 組合員の他にもいたものの、専ら除草作業をしていたのはC 組合員のみであったことが認められ、かかる業務命令に合理的な理由は認められない。

したがって、上記主張①、②はいずれも採用できない。

ウ 次に、K と組合との関係をみると、前記(1)ア(ウ)から(オ)、(キ)認定によれば、本件作業命令は、前記(2)、(3)のとおり不当労働行為に当たると判断される皆勤手当の支給をやめたこと、本件配転に続いてなされたもので、組合を嫌悪した対応といわざるを得ない。

エ 以上のことからすると、平成27年3月23日以降同年9月4日までの間、KがC 組合員に専ら除草等の作業を命じたことに、合理的な理由はなく、C 組合員を組合員であるが故に不利益に取り扱い、もって、組合活動を萎縮させ、組合の弱体化を図ったものといえ、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

(5) 争点4 ( K が、平成27年9月7日以降、C 組合員に対し、帰宅を命じ、賃金を減額したことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について、以下判断する。

ア 前記(1)ア(ク)認定によれば、平成27年9月4日、K は、C 組合員に対し、翌週からの休業を命じ、同月7日から、C 組合員が出勤すると、毎日、すぐに帰宅を命じ、賃金を減額したことが認められ、かかる K の休業命令等が、C 組合員にとって、不利益取扱いに該当することは明らかである。

イ K は、C 組合員に対して帰宅を命じたことについて、いよいよ従事させられる業務がなくなったためである旨主張する。

しかしながら、前記(1)ア(ク)認定のとおり、平成27年9月7日以降、Kの従業員だけではミキサー車運転手が足りない場合、B 社長や J の従業員が乗っており、すぐに帰宅を命じられているのは、C 組合員のみであるこ

とからすると、C 組合員に従事させられる業務がなくなったということはない。

また、K は、C 組合員を運転業務から外した理由として、①健康状態、②技量不足、③資格の有無の3点を挙げるが、前記(3)イ(イ)判断のとおり、いずれも採用できない。

ウ さらに、C 組合員に対する休業命令は、平成27年2月の同人の組合加入通知後であり、前記(2)、(3)、(4)判断のとおり、不当労働行為に当たると判断される皆勤手当の支給をやめたこと、本件配転、除草作業等の業務命令に続いてなされたもので、K が C 組合員のみには休業を命じ、賃金を減額し、すぐに帰宅を命じていることは、組合を嫌悪した対応といわざるを得ない。

エ したがって、K が、平成27年9月4日、C 組合員に対し、翌週からの休業を命じ、賃金を減額したことに合理的な理由はなく、C 組合員を組合員であるが故に不利益に取り扱い、もって、組合活動を萎縮させ、組合の弱体化を図ったものといえ、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 争点5 (会社らが、平成27年9月1日、D 元組合員及び E 元組合員に対し、J から K への転籍を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 別事件の救済申立てについて

(ア) 平成11年4月、D 元組合員は、ミキサー車乗務員として J に入社した。同12年7月、D 元組合員は他の2名とともに組合に加入し、Lを結成し、同月17日、組合は、会社に D 元組合員らの組合加入を通知した。

(イ) 平成14年12月12日、組合と J は、14.12.12協定書を締結した。14.12.12協定書には、「会社は、組合員に影響を与える問題(労働条件等の変更)については、労使間で事前に協議し労使合意の上、円満に行なう。」との記載があった。

(甲1)

(ウ) 平成25年9月30日、組合は、J が D 元組合員を原職である乗務員に復帰させず自宅待機を命じた上、同人に外出を禁じ監視をしていること等が不当労働行為に当たるとして、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て(平成25年(不)第48号事件。以下、この申立てに係る事件を「25-48事件」という。)を行った。

なお、当委員会は、平成27年6月4日、25-48事件について、① D 元組合員

に対する自宅待機命令がなかったものとしての取扱い及び原職又は原職相当職への復帰等、②誠実団交応諾、③誓約文の手交及び掲示、を命じる旨の命令書を、両当事者に対し交付した。

(甲7)

(エ) 平成26年9月3日、組合は、 J が D 元組合員を懲戒解雇したことが不当労働行為に当たるとして、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（平成26年(不)第52号事件。以下、この申立てに係る事件を「26-52事件」という。）を行った。

なお、当委員会は、平成27年10月26日、26-52事件について、 J が D 元組合員を懲戒解雇したことが不当労働行為に当たる旨の命令書を、両当事者に対し交付した。

(甲8)

(オ) 平成27年1月10日、組合は J に対し、 E 元組合員の組合加入を通知した。

(甲9)

(カ) 平成27年4月21日、組合は、 J が組合員1名の再雇用を拒否したこと等が不当労働行為に当たるとして、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（平成27年(不)第24号事件。以下、この申立てに係る事件を「27-24事件」という。）を行った。

なお、当委員会は、平成28年12月14日、27-24事件について、①組合員の原職での再雇用及びバック・ペイ、②団交応諾、③誓約文の手交及び掲示、を命じる旨の命令書を、両当事者に対し交付し、 J は、この命令を不服として、大阪地方裁判所に取消訴訟を提起した。

(甲11)

イ 本件転籍に係る経緯について

(ア) 平成27年7月1日、 B 社長は、 J の従業員を対象に、本件転籍に係る説明を行い、 J の運送部門を廃止し、 J の運転手を K に異動させ、事業用自動車の運転業務等に従事してもらう旨述べた。

(乙13、当事者 B )

(イ) 平成27年7月30日、 B 社長は、 J の従業員を対象に、本件転籍に係る説明を行い、 K に移ってもらうと、他社からの備車要請に応じて車に乗ることになるため、営業という心構えでやってほしい旨述べた。

(乙12、乙13、当事者 B )

(ウ) 平成27年9月1日、 J は、 D 元組合員及び E 元組合員を含む

J のミキサー車運転手6名に対し、本件転籍を命じた。なお、本件転籍前後で、ミキサー車運転手6名の仕事内容は変わっていない。

(甲19、証人 G 、当事者 B )

(エ) 平成27年11月30日、D 元組合員及び E 元組合員は、組合を脱退した。

(甲15、甲16)

(2) 争点5 (会社らが、平成27年9月1日、D 元組合員及び E 元組合員に対し、J から K への転籍を命じたことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。) について、以下判断する。

ア K に対する申立てについて

組合は、J が K と共謀して、本件転籍を強行した旨主張し、J 及び K に対し、救済を求めているところ、D 元組合員及び E 元組合員は、本件転籍時には J の従業員であって、本件転籍に関し、K が、D 元組合員及び E 元組合員の労働組合法上の使用者に当たるとの具体的な主張及び疎明はない。

したがって、この争点に関して、K に対する申立ては棄却する。

イ J に対する申立てについて

(ア) 前記(1)ア(イ)、イ(ウ)認定によると、①組合と J との間には、14. 12. 12 協定書が存在すること、②平成27年9月1日、J は、D 元組合員及び E 元組合員を含む J のミキサー車運転手6名に対し、本件転籍を命じたことが認められる。

これらのことからすると、D 元組合員及び E 元組合員は、本件転籍に基づき K の従業員となることにより、J の従業員であった時には受けていた14. 12. 12協定書の保護を受けられなくなる不利益を被るといえる。

(イ) J は、本件転籍の理由として、K の業務量が減少しており、J と K のそれぞれに所属していた運送部門を K に一元化し、運送部門を強化することを狙ったものである旨主張する。

しかしながら、K において運送部門が強化されたとの具体的な疎明はない。また、そもそも、前提事実及び前記1(1)ア(イ)、2(1)イ(ウ)認定によれば、① B 社長は、K 及び J の代表取締役であること、② C 組合員は、K に雇用されたものの、J の業務をしていたこと、③本件転籍前後で、転籍されたミキサー車運転手6名の仕事内容は変わっていないことが認められ、本件転籍が行われる前から、両社は、業務を明確に区分して行っていたとはいえない。そうすると、本件転籍を行うことについて合理的理由があるとはいえない。

(ウ) 次に、本件転籍に係る手続についてみる。

前記(1)ア(イ)、イ(ア)、(イ)認定によれば、①平成14年12月12日、組合と J は、14.12.12協定書を締結し、14.12.12協定書には、「会社は、組合員に影響を与える問題(労働条件等の変更)については、労使間で事前に協議し労使合意の上、円満に行なう。」との記載があったこと、②同27年7月1日及び同月30日、B社長は、J の従業員を対象とした本件転籍に係る説明を実施したこと、が認められる。

これらのことからすると、組合と J との間では、労働条件等の変更について事前協議し労使合意の上、円満に行う旨の14.12.12協定書が締結されており、本件転籍が労働条件の変更にあたることは明らかであるところ、

Jの代表取締役であるB社長は、同27年7月1日及び同月30日に J 従業員を対象に、本件転籍について説明はしているものの、組合との間で本件転籍について協議を行ったとの疎明はない。

この点につき、J は、B社長が、平成27年7月1日と同月30日の二度にわたり、J の運転手全員を対象に、本件転籍について説明しており、誰からも異議がなかったことから、D元組合員及びE元組合員が本件転籍を承諾していたことは明らかであり、労働組合と協議する必要性が消失している旨主張するが、組合との関係において、14.12.12協定書の履行義務が免除されるものではなく、かかる主張は採用できない。

したがって、14.12.12協定書で、組合と事前協議し労使合意の上、円満に行うことを定めているにもかかわらず、J は、その手続を履践しておらず、14.12.12協定書を軽視ないし無視するものといえる。

(エ) また、J と組合との関係についてみると、前提事実及び前記(1)ア(ウ)、(エ)、(カ)認定によれば、①本件転籍前に組合から J に対し、25-48事件、26-52事件、27-24事件が申し立てられ、25-48事件については平成27年6月4日、当委員会は、J に対し、救済命令を交付していたこと、② J の代表者と K の代表者は B 社長で、同一であることが認められ、前記1(2)、(3)、(4)判断のとおり、K による C 組合員に対する、皆勤手当の支給をやめたこと、本件配転、除草作業等の業務命令は、いずれも不当労働行為に当たると判断されており、J が組合を好ましからざる存在とみていたことが推認できる。

(オ) さらに、前記(1)イ(ウ)、(エ)認定によれば、平成27年9月1日に本件転籍が行われた3か月後の同年11月30日に、現に D 元組合員及び E 元組合員が2名とも組合を脱退しており、本件転籍により組合活動に影響があったといわ

ざるを得ない。

(カ) 以上のことからすると、 J が行った本件転籍は、組合の組合員を K の従業員とすることにより、労働条件を決定する上で、14.12.12協定書の保護を受けられなくし、もって、組合員を不利益に取り扱うとともに、組合を無視ないし軽視し、組合の弱体化を図るものであって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成29年10月2日

大阪府労働委員会

会長 播 磨 政 明 印